

OIL2における 住民防護措置に関する資料（ひな型） 【泊地域版】

＜作成事例＞

本資料は、OIL2における一時移転について緊急時に円滑に判断・実施することができるよう、「泊地域の緊急時対応」(改定 平成29年12月21日版)(以下、「緊急時対応」という。)等から関連箇所を抜粋した「ひな型」である。

【有事におけるひな型の使い方】

- ERC⇒OFC住民安全班への要請を受けて、とりまとめに着手
- OFC住民安全班は、OFCの他機能班、道本部、町村本部、実動関係機関と連携しながら各ページの下半分に記載された状況確認を行い、上半分のスライドへ内容を修正

＜構成＞

大項目	中項目	該当頁
総則	一時移転の対象地域 一時移転の対象となる住民への措置 屋内退避の対象となる住民への措置	P2～P4
	一時移転を円滑に行うための留意事項	P5～P6
	対象住民への周知に当たって考慮すべき事項	P7
	一時移転実施計画の概要	P8
対象地域別	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象施設数、対象者数及び一時移転実施日 ● 一般住民、在宅の避難行動要支援者等の一時移転 ● 社会福祉施設等の一時移転 ● 医療機関の一時移転 ● 一般住民、在宅の避難行動要支援者等の一時移転に関し、一時滞在场所までの主な経路 	※13町村別

一時移転の対象地域

状況確認後、内容修正
【OFC】

- 泊発電所のUPZに該当する町村のうち下記の対象地域における全ての住民等を対象に、一週間程度内に一時移転を実施（対象町村：●町村、対象者数：●人）。
- 気象状況や避難経路の安全が確保されるまでは屋内退避し、安全が確保された上で一時移転を実施。

町村	対象地域	対象人口 令和●年●月末現在	自力で帰宅等できない 一時滞在者
泊村			
共和町			
岩内町			
神恵内村			
寿都町			
蘭越町			
二セ町			
倶知安町			
積丹町			
古平町			
仁木町			
余市町			
赤井川村			
13町村計			

※上記の対象地域以外の住民等は、屋内退避を継続（対象町村：●町村、対象者数：●人）

2

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- OFC住民安全班は、一時移転の対象地域についてERC放射線班に確認
- その後、各町村に対象者数を確認のうえ、内容修正
- 屋内退避の対象者数は、「全面緊急事態における住民防護措置に関する資料」に示した屋内退避対象者数から、一時移転対象者数を減じた数でもよい。

一時移転の対象となる住民への措置

状況確認後、内容修正
【OFC】

- ① 対象となる地域の住民は、日常生活を継続した場合の無用な被ばくを低減するため、**安定ヨウ素剤の配布を受け**、一週間程度内に一時移転を実施。避難経路付近に設置した避難退域時検査場所で避難退域時検査等を受け、一時滞在場所へ移動すること。
- ② 対象となる地域の住民の一時移転は、各町村が作成した一時移転計画により実施すること。一時移転に際しては、気象状況や避難経路の安全を十分に考慮した上で実施すること。
- ③ 対象となる地域の避難行動要支援者のうち、移動により健康リスクが高まる者は、輸送等の準備が整うまで、必要に応じて近傍のコンクリート建屋や放射線防護施設で屋内退避を実施すること。
- ④ 対象となる地域の住民は、一時移転までの間、屋内退避を継続するが、自宅での屋内退避が困難である場合には、各町村により設定された近隣の指定避難所等にて屋内退避を実施すること。
- ⑤ 対象となる地域の地域生産物の摂取を控えること。

<対象者属性ごとの防護措置>

対象者属性	防護措置
学校・保育所等の児童・生徒	教職員等は未引き渡し児童等とともに一時移転を行い、一時滞在場所で児童等を保護者へ引き渡す。
医療機関の入院患者	避難退域時検査等を受け、隣接管内等の災害拠点病院に移動。
社会福祉施設等の入所者	避難退域時検査等を受け、施設ごとに予め定めている受入施設へ移動。
観光客等の一時滞行者	関係町村が準備した一時滞在場所に一時移転を行う。また、一時滞在場所では、外国人観光客のために通訳の派遣や多言語による相談支援等を実施。

3

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

OFC住民安全班が状況確認及び内容修正

<全般方針>

- ①及び⑤は、ERCからの指示文(案)を確認
 - …安定ヨウ素剤の配布(服用の場合もある)、地域生産物の摂取制限について。

- ②～④は確認不要

<対象者属性ごとの防護措置>

- 児童・生徒は、SE段階で保護者へ引き渡しできなかった「未引き渡し児童等」がないかについて、OFC住民安全班⇄町村・道本部へ確認
- 観光客等の一時滞行者は、自力で帰宅できない一時滞行者の存在について、OFC住民安全班⇄町村へ確認
- 医療機関の入院患者・社会福祉施設等の入所者は、OFC住民安全班⇄OFC医療班⇄道本部
(複合災害において隣接の災害拠点病院で受入れができない場合においては、道本部の原子力災害医療チームが受入先を調整)

屋内退避の対象となる住民への措置

状況確認後、内容修正
【OFC】

- 一時移転対象地域以外のUPZの住民は、無用の被ばくを避けるため屋内退避を継続すること。
- 自宅にて屋内退避の継続が困難な場合は、各町村により設定された近隣の指定避難所等にて屋内退避を実施すること。
- 屋内退避の継続に必要となる物資は、各町村の行政備蓄（下表）を活用するほか、北海道における流通備蓄を各世帯に供給すること。

<各町村における行政備蓄状況>

備蓄物資 種類	関係町村												
	泊村	共和町	岩内町	神恵内村	寿都町	蘭越町	ニセコ町	倶知安町	積丹町	古平町	仁木町	余市町	赤井川村
主食 (食)	20,800	3,000	3,250	1,850	2,223	—	1,609	1,214	2,610	1,100	2,383	790	546
副食 (食)	18,400	692	1,650	375	750	—	720	—	—	1,200	600	480	1,404
飲料水 (リットル)	8,184	600	820	564	2,223	240	1440	240	408	2,532	492	528	275
毛布・寝袋 (枚・組)	1,770	800	700	185	590	300	352	600	300	570	300	505	141
トイレ													
簡易型 (台)	300	3	—	1	1	—	—	—	—	3	—	2	2
携帯型 (個)	—	1,500	—	—	35	—	—	300	11	—	2,000	1700	300

※1: 主食: 乾パン、米、アルファ化米、クラッカー、バランス栄養食、インスタント麺類、その他食料の合計値。副食: 缶詰、その他食料の合計値。
 ※2: 上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。
 ※3: 上記の数量は、H29.4.1時点で関係町村が把握している数。

4

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- OFC住民安全班が状況確認・内容修正
- 屋内退避が行われている近隣の指定避難所等について、OFC住民安全班⇄各町村の流れで確認。
- 屋内退避の継続に必要となる物資(生活物資に加え、暖房用燃料等も含む)についてOFC住民安全班⇄各町村の流れで確認。
- 各町村の行政備蓄状況についてOFC住民安全班⇄各町村の流れで確認。備蓄の枯渇が想定される地域へ、優先的に手配する。

一時移転を円滑に行うための留意事項 (1/2)	状況確認 【国、道、対象町村】	状況確認後、内容修正 【OFC】
①車両の確保		
<ul style="list-style-type: none"> ● 一時移転は、自家用車、町村所有バス、町村・施設が所有する福祉車両及び北海道が確保した車両（バス・福祉車両）により行う。 ● 今後の一時移転等の進捗状況については、原子力災害現地対策本部において把握するとともに、追加の車両等が必要な場合は、迅速に必要な措置を講ずる。 ● 道路不通により孤立が生じている○○地区は、速やかに道路啓開及び代替手段を講ずる(必要に応じ記載)。 		
②避難経路の確保		
<ul style="list-style-type: none"> ● 除雪等が必要な避難経路においては、各道路管理者で除雪等を行う。各道路管理者のみでは対応困難な場合、協定に基づき、道から北海道建設業協会への支援を依頼する。 ● それでも除雪等ができない場合は、実動組織へ対応を依頼する。 		
③一時移転を円滑に行うための対応策		
<ul style="list-style-type: none"> ● バス等の車両による一時移転を円滑に行うため、北海道警察本部による主要交差点での交通整理、交通情報板や道路情報板等を活用した広報等の交通対策を行うほか、北海道及び関係町村等においても道路情報の広報や誘導を行う職員の配置について連携して実施する。 		
④避難退域時検査場所の開設準備状況		
<ul style="list-style-type: none"> ● 一時移転が一週間程度内で完了するよう、必要な避難退域時検査検査体制を確保する。 ● 簡易除染での対応が困難であって、被ばく医療措置が必要な場合に備え、被ばく医療機関への緊急搬送手段を確保する。 		

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

● 国が確認等する事項

- ・①に係り、道内で輸送手段を確保できない場合や、自然災害等により避難経路の途絶等の不測事態に備えた準備
 <確認ルート:OFC実動対処班⇔実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)>
- ・②に係り、道内で避難経路の除雪等が対応できない場合の準備
 <確認ルート:OFC実動対処班⇔実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)>
- ・③の実施可否確認、可の場合は準備状況
 <確認ルート:OFC住民安全班⇔道警・北海道開発局>

● 道が確認等する事項

- ・①の実施可否確認、可の場合は準備状況
 <確認ルート:OFC住民安全班⇔(道現地本部)⇔道本部⇔北海道バス協会等>
- ・②の実施要否確認、要の場合は準備状況
 <確認ルート:OFC住民安全班⇔(道現地本部)⇔道本部⇔北海道建設業協会等>
- ・③の実施可否確認、可の場合は準備状況
 <確認ルート:OFC住民安全班⇔(道現地本部)⇔道本部>

- ・④の実施可否確認、可の場合は準備状況
＜確認ルート：OFC医療班⇔（道現地本部）⇔道本部＞

- 対象町村が確認する事項

- ・①、②、③の実施可否確認、可の場合は準備状況

- ①、②、③、④の記載内容修正（必要に応じて）

一時移転を円滑に行うための留意事項 (2/2)	状況確認 【国、道、対象町村】	状況確認後、内容修正 【OFC】
⑤一時滞在場所等の開設準備状況		
● 一時移転対象地域の一時滞在場所等について、使用できることを確認する。		
⑥避難先で必要となる物資・燃料の確保状況		
● 避難先で必要となる物資は、北海道及び受入市町村の行政備蓄を活用するほか、北海道における流通備蓄を避難所に供給する。 ● このほか、避難所における食料品、衣料品については、日本赤十字社による救援物資（毛布、緊急セット等）を配分するほか、総務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省を通じ、安定的供給を要請し、確保に努める。		
⑦屋内退避を継続する住民への対応策		
● 一時移転対象地域以外のUPZの住民には、無用の被ばくを避けるため、屋内退避の周知を徹底する。 ● 屋内退避に必要となる物資は、各町村の行政備蓄を活用するほか、北海道における流通備蓄を各世帯に供給する。 ● このほか、必要に応じて、総務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省を通じ、安定的供給を要請し、確保に努める。		
⑧UPZ外の住民への対応策		
● 緊急時モニタリングの結果、避難や一時移転は不要であることについて周知を徹底する。		

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認等する事項
 - ⑥の2ポチ目、⑦の3ポチ目の実施可否確認、可の場合は準備状況
 <確認ルート:OFC住民安全班⇔ERC住民安全班⇔関係省庁>
 - ⑧の状況確認
 <確認ルート:OFC住民安全班⇔OFC放射線班⇔EMC>

- 道が確認等する事項
 - ⑥の1ポチ目、⑦の2ポチ目の実施可否確認、可の場合は準備状況
 <確認ルート:OFC住民安全班⇔(道現地本部)⇔道本部>
 ※災害時協定締結業者、日本赤十字社北海道支部、北海道トラック協会等と実際に調整を進めている場合はその旨記載

- 対象町村が確認する事項
 - ⑤の状況確認
 <確認ルート:OFC住民安全班⇔(町村連絡員)⇔町村本部>
 - ⑥の1ポチ目、⑦の2ポチ目の状況確認
 <確認ルート:OFC住民安全班⇔(町村連絡員)⇔町村本部>

- ⑤、⑥、⑦、⑧の記載内容修正(必要に応じて)

対象住民への周知に当たって考慮すべき事項

状況確認
【国、道、13町村】

状況確認後、内容修正
【OFC】

- 一時移転等の指示の住民広報は、複数の手段（防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、緊急速報メール等）を活用して迅速・確実に行うこととし、以下の各事項に留意すること。

（共通）

- ✓ 一時移転対象地域で生産された地域生産物の摂取を控えること。

（一時移転等対象地域を含む町村）

- ✓ 一週間程度内の一時移転は、日常生活を継続した場合の無用な被ばくを低減するために行うものである。対象地域の住民は、慌てず落ち着いて各町村の指示に従うこと。
- ✓ 一時移転に際しては、避難経路付近に設置した避難退域時検査場所で避難退域時検査を受け、一時滞在場所へ移動すること。
- ✓ 一時移転は各町村が作成した一時移転計画により、順次実施すること（地域ごと等の実施日を事前に周知すること）。
- ✓ 自家用車により避難する場合は、渋滞対策のため、できる限り近隣の住民と乗り合わせて移動すること。

（屋内退避を継続する町村）

- ✓ 屋内退避を実施する住民は、慌てずに各町村の指示に従い、自宅内で屋内退避すること。また、外出は極力控え、各町村からの情報に注意すること。
- ✓ 自宅にて屋内退避の実施が困難な場合は、安全な近隣の指定避難所等での屋内退避等を実施すること。

（UPZ外の市町村）

- ✓ 緊急時モニタリングの結果、避難や一時移転は不要であることについて周知を徹底すること。

7

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

● 国が確認する事項

・記載内容全体

＜確認ルート：OFC住民安全班⇔ERC住民安全班＞

・（共通）の記載内容について

＜確認ルート：OFC住民安全班⇔OFC放射線班＞

・（一時移転等対象地域を含む町村）の2点目

＜確認ルート：OFC住民安全班⇔OFC医療班＞

・（一時移転等対象地域を含む町村）の3点目：一時移転の実施日の設定の考え方について

＜確認ルート：OFC住民安全班⇔OFC内閣府副大臣、ERCオフサイト総括＞

● 道が確認する事項

・記載内容全体、（UPZ外の市町村）の記載内容について

＜確認ルート：OFC住民安全班⇔（道現地本部）⇔道本部＞

・（一時移転等対象地域を含む町村）の3点目：全体調整された考え方に基づく、一時移転の実施日について

＜確認ルート：OFC住民安全班⇔各町村＞

- 13町村が確認する事項

- ・(一時移転等対象地域を含む町村)、(屋内退避を継続する町村)の記載内容について

<確認ルート:OFC住民安全班⇔(町村連絡員)⇔町村本部>

- 国、道、13町村から意見等があった場合や計画変更を行った場合には、必要に応じて修正

一時移転実施計画の概要

状況確認後、内容修正
【OFC】

一時移転の実施計画（対象地域、開始日）、移動経路・移動手段等の準備状況は下表のとおり。
詳細な内容は、町村別の一時移転実施計画に依る。

町村	対象地域	一時移転の開始日	移動経路の確保状況	移動手段の確保状況	避難退域時検査場所	一時滞在場所
泊村						
共和町						
岩内町						
神恵内村						
寿都町						
蘭越町						
こし町						
倶知安町						
積丹町						
古平町						
仁木町						
余市町						
赤井川村						

※一時移転対象地域外の町村の欄は削除

8

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- OFC住民安全班が、各町村の一時移転計画を踏まえて確認・修正。
- 一時移転対象地域外の町村の欄は削除。
- OFC内での認識共有に活用する想定。「確保状況」などの欄については、確保済、確保未了（〇台）といった表現で記載。

一時移転計画 (●町／●村)

9

以下は、町村ごとの一時移転計画となる。
対象区域に該当しない町村は、削除(以下同様)

対象施設数、対象者数及び一時移転実施日

状況確認後、内容修正
【OFC】

※対象者数等は令和●年●月●月末現在

区分	一時移転の対象			一時移転の実施日
	施設数	対象者	(左記のうち) リスクが高まる者	
一般住民	—	対象者：●人	対象者：●人	・自家用車利用者： ●月●日●時～●月●日●時 ・バス等利用者 ●月●日●時～●月●日●時
在宅の避難行動要支援者	—	対象者：●人 支援者：●人		
社会福祉施設等	●施設	対象者：●人 職員：●人	対象者：●人	●月●日●時～●月●日●時
医療機関	●施設	対象者：●人 職員：●人	対象者：●人	●月●日●時～●月●日●時
自力で帰宅等できない一時滞在者	—	対象者：●人	対象者：●人	●月●日●時～●月●日●時
学校・保育所等	●施設	対象者：●人 教職員：●人		
合計	●施設	対象者：●人 支援者：●人	対象者：●人	—

10

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- ・一時移転の対象：各町村に対象者数を確認のうえ、内容修正
- ・一時移転の実施日：OFC住民安全班⇔各町村、道本部で輸送能力等を踏まえて調整し、設定

※なお、P11～13の「一時移転で必要となる延べ車両数」よりも「確保車両数」が少ない場合は、バス等を避難先等まで反復的に運行し、住民等を輸送するために必要な一時移転の実施日を設定

一般住民、在宅の避難行動要支援者等の一時移転					状況確認 【道、対象町村】		状況確認後、内容修正 【OFC】			
区分	対象者	（左記のうち）リスクが高まる者	自家用車一時移転	バス	福祉車両（車いす対応）	福祉車両（スリッパ対応）	安定ヨウ素剤の配布場所	避難退域時検査場所	一時滞在場所	避難先
				上段：一時移転で必要となる延べ車両数						
一般住民	●人		●人 ●台	●人 ●台			①バス集合同所及び避難退域時検査場所での配布 ②避難退域時検査場所での配布 ③●●で配布 ④バス利用者にはバス集合同所での配布、自家用車利用者には●●で配布 ※状況に応じて①～④から選択			
在宅の避難行動要支援者	対象者：●人 支援者：●人	●人	●人 ●台	●人 ●台	●人 ●台	●人 ●台				
自力で帰宅等できない一時滞行者	対象者：●人			●人 ●台						
学校・保育所等 ※保護者への未引渡児童等	対象者：●人 教職員：●人			●人 ●台						

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

● 道が確認する事項

・避難退域時検査場所

＜確認ルート：OFC住民安全班⇔OFC医療班⇔（道現地本部）⇔道本部＞

● 対象町村が確認する事項

・対象者、自家用車一時移転、一時移転で必要となる延べ車両、一時滞在場所、避難先

＜確認ルート：OFC住民安全班⇔（町村連絡員）⇔町村本部＞

・安定ヨウ素剤の配布場所

＜確認ルート：OFC住民安全班⇔OFC医療班⇔（町村連絡員）⇔町村本部＞

※一般住民数等は、道地域防災計画（原子力防災計画資料編）資料2-8-1に記載あり

● 確認の結果、孤立地区の住民等、新たな対象者がいた場合等は、適宜、行を追加

社会福祉施設等の一時移転					状況確認 【道、対象町村】	状況確認後、内容修正 【OFC】			
社会福祉施設等 (●施設)	入所者 職員	(左記 のうち)リス クが高まる 者	バス	福祉 車両 (車い す対 応)	福祉 車両 (トル ク対 応)	安定ヨウ素 剤の配布場 所 【①各施設 で配布、 ②避難退域 時検査場所 で配布】	避難退域時 検査場所	避難先	
			上段：一時移転で必要 となる延べ車両数					下段：確保数	
	入所者：●人 職員：●人	●人	●人 ●台	●人 ●台	●人 ●台	①・②			
	入所者：●人 職員：●人	●人	●人 ●台	●人 ●台	●人 ●台	①・②			
	入所者：●人 職員：●人	●人	●人 ●台	●人 ●台	●人 ●台	①・②			
	入所者：●人 職員：●人	●人	●人 ●台	●人 ●台	●人 ●台	①・②			
合計	入所者：●人 職員：●人	●人	●人 ●台	●人 ●台	●人 ●台	—	—	—	—

12

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

● 道が確認する事項

・避難退域時検査場所

＜確認ルート：OFC住民安全班⇔OFC医療班⇔(道現地本部)⇔道本部＞

● 対象町村が確認する事項

・対象施設、入所者・職員、移動手段(延べ数)、移動経路、避難先

＜確認ルート：OFC住民安全班⇔(町村連絡員)⇔町村本部＞

・安定ヨウ素剤の配布場所

＜確認ルート：OFC住民安全班⇔OFC医療班⇔(町村連絡員)⇔町村本部＞

※町村別の社会福祉施設は、北海道地域防災計画(原子力防災計画資料編)資料2-8-23に記載あり

● 確認の結果、孤立地区の施設等、新たな対象者がいた場合等は、適宜、行を追加

医療機関の一時移転				状況確認 【道、対象町村】		状況確認後、内容修正 【OFC】			
医療機関 (●機関)	入院患者 職員	(左記 のうち)リ スクが 高まる 者	バス	福祉 車両 (車い す対 応)	福祉 車両 (スレ ッ プ 対 応)	安定ヨウ素 剤の配布場 所 【①各機関 で配布、 ②避難退域 時検査場所 で配布】	避難退域時 検査場所	避難先	
			上段：一時移転で必要 となる延べ車両数					市町村	医療機関
			下段：確保数						
	入院患者：●人 職員：●人	●人	●人 ●台	●人 ●台	●人 ●台	①・②			
	入院患者：●人 職員：●人	●人	●人 ●台	●人 ●台	●人 ●台	①・②			
	入院患者：●人 職員：●人	●人	●人 ●台	●人 ●台	●人 ●台	①・②			
	入院患者：●人 職員：●人	●人	●人 ●台	●人 ●台	●人 ●台	①・②			
合計	入院患者：●人 職員：●人	●人	●人 ●台	●人 ●台	●人 ●台	—	—	—	—

13

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

● 道が確認する事項

- ・対象施設、入院患者・職員、移動手段(延べ数)、移動経路、避難先、避難退域時場所

＜確認ルート：OFC住民安全班⇔OFC医療班⇔(道現地本部)⇔道本部＞

● 対象町村が確認する事項

- ・対象施設、入院患者・職員、移動手段(延べ数)、移動経路、避難先

＜確認ルート：OFC住民安全班⇔(町村連絡員)⇔町村本部＞

- ・安定ヨウ素剤の配布場所

＜確認ルート：OFC住民安全班⇔OFC医療班⇔(町村連絡員)⇔町村本部＞

※町村別の医療機関は、北海道地域防災計画(原子力防災計画資料編)資料2-8-21に記載あり

- 確認の結果、孤立地区の施設等、新たな対象者がいた場合等は、適宜、行を追加